



嘉手納町

住宅除却支援補助金

管理できない



落下物などで被害をださないか心配

解体したいが、お金がかかる

古くなった住宅の解体を支援する新しい補助制度が始まりました。

上限額 **50万円** を補助する制度です。
まずは、ご相談を！ 予約の方を優先します。

補助受付期間

令和6年11月1日から令和6年12月27日まで
(令和7年2月末までに除却工事が完了できること)

主な要件

【補助対象者】

- 除却する住宅の所有者
- 町税を滞納をしていないこと

【補助対象住宅】

- 税制上の耐用年数（例えば、鉄筋コンクリート造47年、木造22年）を経過しており、除却工事を着工していない住宅
- 本町の課税台帳に登録されている住宅
- 除却建物に所有権以外の権利が設定されていないもの
- 原則として、門及び塀等を含めた敷地全体を更地にする建物除却工事

- 施工業者は解体工事の資格を有する者

必要書類やご注意は裏面をご覧ください。
店舗、事務所及び共同住宅は補助対象外です



住まいるコンシェルジュ
相談予約

お問合せ窓口： 企画財政課 定住対策係 電話098-956-1111（内線244）

ご注意

- ・住宅を除却する前に補助申請が必要です。
補助金の交付決定の通知を受けてから着工して下さい。

必要書類

- 申請書（様式第1号）
- 申請者（建物所有者）の住民票抄本
- 土地及び家屋の固定資産証明書
（借地の場合、土地所有者からの委任状により土地の資産証明書が取得可能）
- 町税の滞納無し証明書
- 建物登記全部事項証明書（登記されている場合）
- 施工業者の解体資格を証する書類
- 見積書・案内図・配置図・現況写真
- その他（必要に応じて）



住宅除却支援補助金

申請の流れ

